別表1（第４関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 補助対象経費 | 補助金額 | 事業主体 |
| 安全強化のための装備等の購入経費への助成 | 補助対象経費は下記①～⑨の安全装備品の購入経費とする。1. チェーンソー防護ズボン（チャップス含む）
2. チェーンソー用ジャケット
3. チェーンソー防護ブーツ（プロテクトブーツ）

（鉄製つま先のスパイク付き長靴および地下足袋を含む）1. 刈払機用防護具（スネあて）
2. 保安帽（フェイスガードと一体型に限る）
3. 防振・耐切創手袋
4. イヤーマフ
5. 空調服
6. フェリングレバー（木回しストラップ）
 | 事業主体が安全装備品を購入した経費の１/２以内補助上限は１人当たり５万円※林業事業体等および団体が申請を行う場合は、着用予定者の人数×５万円を申請額の上限とする。 | 要領第５で定める林業・木材製造業労災災害防止協会福井県支部会員の林業事業体等、団体、個人 |

（留意事項）

・補助期間外に購入した安全装備品については補助対象としない。

・①の安全装備品については、厚生労働省が定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成２７年１２月７日付け基発１２０７第３号）」および「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの留意事項（平成２７年１２月２４日付け基安安発１２２４号第１号、平成３０年３月１９日付け基安安発０３１９第１号により改正）」に定められた防護性能を有すること。

・①～⑨の安全装備品については、個人および着用予定者１名当たり各１回のみの助成とする。

・「緑の雇用」事業を含む国、県、市町の補助事業にて補助を受けている安全装備品については、本事業の補助対象としない。